

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 一貫堂  
 ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県浜松市中央区鹿谷町34番32号
- (3) 設立認可年月日 平成 6年 3月 10日
- (4) 設立登記年月日 平成 6年 3月 16日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	馬淵 友良	一貫堂内科消化器科医院 管理者
理 事	馬淵 祐子	
同	大久保 友香	
監 事	渥美 清美	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	一貫堂内科消化器科医院	711.128.1 221	静岡県浜松市中央区 鹿谷町34番32号	許可病床なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)  
 該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)  
 該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項  
 令和 5年10月25日 令和 4年度決算の決定  
 令和 5年10月25日 令和 5年度事業計画、収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 一貫堂  
 所在地 浜松市中央区鹿谷町34番32号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録  
 (令和 6年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	60,706 千円
2. 負 債 額	12,217 千円
3. 純 資 産 額	48,489 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	10,965
B 固 定 資 産	49,741
C 資 産 合 計 (A+B)	60,706
D 負 債 合 計	12,217
E 純 資 産 (C-D)	48,489

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人社団 一貫堂  
 所在地 浜松市中央区鹿谷町3-4番3-2号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表  
 (令和 6年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	10,965	I 流動負債	12,217
II 固定資産	49,741	II 固定負債	0
1 有形固定資産	16,314	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	1,234	負債合計	12,217
3 その他の資産	32,192	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	7,000
		II 剰 余 金	41,489
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	48,489
資産合計	60,706	負債・純資産合計	60,706

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。



様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 一貫堂  
理事長 馬淵 友良 殿

私は、医療法人社団 一貫堂の令和5年会計年度（令和 5年 9月 1日から令和 6年 8月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年10月25日  
医療法人社団 一貫堂  
監事  
渥美 清美

